

京田辺市国民保護協議会の概要

目的	京田辺市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、京田辺市の国民保護措置に関する施策を総合的に推進する。 (法第39条第1項)
組織	会 長：京田辺市長 (法第40条第2項) 職務代理：京田辺市助役(条例第3条、運営要綱第2条) 委 員：市長が任命(27名[定数45名])(条例第2条) 幹 事：委員の属する機関のうちから市長が任命(5名[定数30名])(条例第5条第1項) * 委員、幹事とも任期は2年(法第40条第5項)
所掌事務	市長の諮問を受け、京田辺市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。(法第39条第2項第1号) 上記の重要事項に関し、市長に意見を述べること。(法第39条第2項第2号) 国民保護計画の策定又は変更について諮問を受けること(軽微な変更を除く。)
運営方法	(1) 協議会の会議(条例第3条、第4条、運営要綱第2条、第3条関係) 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 協議会を招集する暇がないと認められるときは、会長は、議決すべき事項を専決処分することができる。 (2) 幹事会(条例第5条、運営要綱第5条関係) 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。 幹事長は、京田辺市総務部防災担当課長の職にある幹事をもって充てる。 幹事会は、幹事長が招集する。
その他	協議会は、原則として公開とする。(傍聴要領は別紙のとおり。)

(注)「法」= 国民保護法、「条例」= 京田辺市国民保護協議会条例
「運営要綱」= 京田辺市国民保護協議会運営要綱

京田辺市国民保護協議会条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、京田辺市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員の定数は、45人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第5条 協議会に、幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（その他）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市国民保護協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、京田辺市国民保護協議会条例（平成18年京田辺市条例第2号。以下『条例』という。）第7条の規定により京田辺市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長の職務代理）

第2条 条例第3条の規定により会長の職務を代理する委員は、危機管理の事務を担当する京田辺市助役の職にある委員とする。

（会長の専決処分）

第3条 協議会を招集する暇がないと認められるときは、会長は議決すべき事項を専決処分することができる。

2 前項の専決処分については、会長は、次の協議会において報告しなければならない。

（幹事会）

第4条 条例第5条第1項の幹事により、幹事会を組織する。

2 幹事長は、防災担当課長をもって充てる。

3 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

4 幹事会は、幹事長が議案の内容に応じ、必要と認める幹事のみ招集することができる。

（部会）

第5条 条例第6条第1項の部会は、専門事項の調査及び審議を担当し、その運営については会長が別に定める。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、防災担当課において行う。

附 則

この要綱は、平成18年 月 日から施行する。

傍 聴 要 領 (案)

京田辺市国民保護協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 京田辺市国民保護協議会の会議の傍聴を希望される方は、会議開催予定時刻の15分前までに、受付をして下さい。
- (2) 傍聴を希望される方が定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定します。

2 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は会議を傍聴するにあたり、次の次項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に審議会等の会長等が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記の2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従って下さい。
ご不明な点は、係員にお聞き下さい。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）

（市町村協議会の設置及び所掌事務）

第39条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

- 2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。
- 3 市町村長は、第35条第1項又は第8項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 第33条第6項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

第33条第6項指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

（市町村協議会の組織）

第40条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛庁長官の同意を得た者に限る。）
当該市町村の属する都道府県の職員
当該市町村の助役
当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）
当該市町村の職員（前2号に掲げる者を除く。）
当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

- 5 第38条第5項の規定は、前項の委員について準用する。
- 6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 第38条第7項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第7項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。